

がん対策の推進に関する主な取組（アクションプラン）について（案）

1. 経緯

- （１）がん対策基本法に基づき、平成１９年６月に、がん対策推進基本計画が閣議決定された。その後、国においては、基本計画の達成に向けた具体的な取組について取りまとめた「がん対策基本計画に基づく国の主な取組」を策定し、平成２０年５月の第７回がん対策推進協議会において了承された。
- （２）一方、都道府県がん対策推進計画は、現在４５都道府県において策定されているが、一部の都道府県計画においては、実施主体ごとに行うべき具体的な施策が記載されていない。

2. 今後の対応方針

- （１）地方自治法に基づく技術的助言の一環として、「がん対策推進計画を推進するための都道府県の主な取組」の作成を推奨することとし、作成例を厚生労働省から各都道府県に対し通知することとする。（３月中旬目途）
- 「がん対策推進計画を推進するための都道府県の主な取組」は、各都道府県のがん対策推進計画に記載されている具体的な施策のうち、特に都道府県が主体となって取り組むことが必要不可欠な分野である「がん医療の均てん化」、「たばこ対策」、「がん検診対策」の３点について、各都道府県が作成することとする。
- （２）「がん対策基本計画に基づく国の主な取組」の進捗状況については、関係各省からがん対策推進協議会に対し、報告することとする。
- （３）「がん対策推進計画を推進するための都道府県の主な取組」の進捗状況を把握するために、その内容及び進捗状況に関する評価結果を、各都道府県から厚生労働省に対し毎年１０月末まで（がん診療連携拠点病院の現況報告の提出時期と同時）に報告するよう、各都道府県に対し依頼することとする（平成２１年度から実施。）。